

決 定 書

異議申出人 漁野 尚登

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 7 年 8 月 14 日付けで提起された同年 8 月 3 日執行の太地町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、太地町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議の申出の要旨

第 1 本件異議申出の趣旨

令和 7 年 8 月 3 日執行の太地町議会議員一般選挙における当選人水谷育生氏の当選は無効とする決定を求める。

第 2 本件異議申出の理由

- 1 水谷育生氏の得票の中に無効とすべき票が含まれている可能性がある
 - 2 海野好詔氏の得票の中に漁野尚登氏の得票が含まれている可能性がある
 - 3 無効とされた票の中に自分の得票が含まれている可能性がある
- これらの理由により票を再点検し、当選効力の確認を求める。

決定の理由

第 3 本件異議申出の要件

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和 7 年 8 月 3 日から 14 日以内である同年 8 月 14 日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるので、当委員会はこれを受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

第4 票の数え直しに関する当委員会の判断

1 開披再点検について

(1) 開披再点検の実施

当委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和7年8月29日に申出人及び当選の無効の決定を求められている者（以下「水谷候補」という。）の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、申出人が確認を求める水谷候補の有効投票、海野好詔候補の有効投票、無効投票及び当委員会が職権で必要と判断した申出人の有効投票の開披再点検（以下「本件開披再点検」という。）を実施し、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。

調査対象票

「水谷いくお」有効投票（145 票）

「かいのよしつぐ」有効投票（174 票）

「漁野ひさと」有効投票（141 票）

無効投票（11 票） 合計 471 票

(2) 摘出票及び判定基準

本件開披再点検において、調査対象票のうち申出人から指摘された摘出票は9票、水谷候補から指摘された摘出票は5票であり、「水谷いくお」の有効投票から9票、「漁野ひさと」の有効投票から5票であった。

なお、別記1は「水谷いくお」の有効投票の中から、別記2は「漁野ひさと」の有効投票の中から摘出したものである。また、再計数については、全ての票において誤りはなかった。

別記1及び別記2までの当選の効力の判断にあたっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

【公職選挙法】

第67条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第68条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1)所定の用紙を用いないもの

(2)公職の候補者でない者又は第86条の8第1項、第87条第1項若しくは第2項、第87条の2、第88条、第251条の2若しくは第251条の3の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3)第86条第1項若しくは第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同

条第 1 項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第 9 項後段の規定による届出に係る候補者又は第 87 条第 3 項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

(4)一投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

(5)被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

(6)公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(7)公職の候補者の氏名を自書しないもの

(8)公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2～3(略)

【昭和 25 年 7 月 6 日最高裁判所判決】

○記載不正確な投票の帰属の判定

投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。

【昭和 31 年 10 月 26 日最高裁判所判決】

○書き直し

いったん甲を選挙しようとしてその氏名を記載したが、意思を翻してこれを抹消し、さらに乙の氏名を記載したと認められる投票は、有効と解するを相当とするから、成田延八と記載したものと認められ、候補者の成田延八の有効投票と解すべきである。

【昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決】

○北条 D 一は上条 D 一の有効投票

「北条 D 一」、「北條 D 一」と記載された票は、その名は候補者「上条 D 一」の名「D 一」と一致し、姓も第 2 字「条」は一致し、ただ第 1 字「上」が「北」と記載されているのに止まるのであって、これら投票は、選挙人が候補者上条愛一の氏名を誤って記憶して記載したものかあるいは単なる誤記と解すべきである。

2 摘出票の判定結果について

(1) 別記 1-1

投票を書き直したのものについては「水谷いくお」と記載していることが明らかであること

から水谷候補の有効投票と認める。

(2) 別記 1-2

この票は、「い」が「こ」と読むこともできる。この文字以外を見ると「水谷 くお」と明確に記載されていることから、水谷候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、水谷候補の有効投票と認める。

(3) 別記 1-3、4、6、7

これらの票は、選挙人の字の書き方により字形に多少の崩れが認められるものの、字形が大きく逸脱している点もなく、明確に「水谷いくお」「水谷」と記載していると認められることから、水谷候補の有効投票と認める。

(4) 別記 1-5、8、9

この票は、「水谷育夫」「水谷育男」と記載されている。

「夫」「男」は水谷候補の名である「生」と同じ読み方をする文字であり、人名に多く使用される文字であることから、誤記か記憶違いによるものと認められる。このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、水谷候補の有効投票と認める。

(5) 別記 2-1、2

これらの票は、選挙人の字の書き方により字形に多少の崩れが認められるものの、字形が大きく逸脱している点もなく、明確に「漁野ひさと」と記載していると認められることから、漁野候補の有効投票と認める。

(6) 別記 2-3

欄外に記入されているが裏面、欄外に記入されていても有効となり、また「リョウノ」と明らかに記載されていると認められることから有効投票と認める。

(7) 別記 2-4

字形に崩れが認められるものの、「漁野」と記載していると認められることから、漁野候補の有効投票と認める。

(8) 別記 2-5

この票は、最後の文字が「し」と読むこともできる。この文字以外を見ると「漁野ひさ」と明確に記載されていることから、漁野候補の氏名を記載しようとしていることは明らか

かである。このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、漁野候補の有効投票と認める。

3 当委員会の判断

本件開披再点検の結果、水谷候補、海野候補の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からもしずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったため、選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

以上のとおり、本件選挙における申出人の得票数（141 票）は、最下位当選人である水谷候補の得票数（145 票）を上回らないことから、選挙会が確定したとおり水谷候補の当選は有効である。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和 7 年 9 月 1 日

太地町選挙管理委員会
委員長 和 田 千 明

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で和歌山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第 206 条第 2 項）。

別記 1～2(略)